

# 電気需給契約に関する重要事項説明書

お客さまが、株式会社C Dエナジーダイレクト（以下「当社」といいます。）に電気使用の申し込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給及び使用に関する契約（以下「電気需給契約」といいます。）の詳細は、電気基本契約要綱及び電気個別要綱（以下「要綱等」といいます。）に定めています。当社は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第2条の14第1項に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、要綱等を当社のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

## 1. 電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間

- (1)お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ要綱等を承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにし、所定の様式により申し込みをしていただきます。
- (2)申し込みは、当社所定の場所で受け付けます。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申し込みを受け付けることがあります。
- (3)電気需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。
  - ア 要綱等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知すること。
  - イ 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）が託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
  - ウ 電気需給契約に基づきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に当社が情報を提供すること。
- (4)電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- (5)契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます）の末日までといたします。
- (6)契約期間満了に先立って、原則として、契約期間満了日の3か月前までにお客さまと当社の双方が、電気需給契約の廃止又は変更について書面等による申し入れを行わない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (7)当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 2. 使用開始予定日

- (1)当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者（旧小売電気事業者）との解約や接続供給会社との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、接続供給会社の託送約款等に定める計量日（次回計量日又は次回計量日）といたします。
- (2)転宅等で新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- (3)供給開始後、ご契約内容をお知らせする書面を送付いたします。
- (4)旧小売電気事業者への解約連絡は当社がお客さまに代行いたしますので、当社の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。
- (5)万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

## 3. 料金プラン・割引種別の適用等

- (1)料金プラン・割引種別はお客さまからの申し込みに基づき適用いたします。
- (2)当社とのガス需給契約の解約等で適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡いただきます。

## 4. 電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

- (1)接続供給会社が託送約款等に基づき計量した値を用いて、その料金算定期間の使用量を算定いたします。計量器は、託送約款等に基づき接続供給会社が設置いたします。料金の算定期間における使用量は、30分ごとの使用量の合計として算定いたします。
- (2)計量器の故障や特別の事情等があり、使用量の算定に計量値等を用いることが適当でないときには、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって使用量を定めます。
- (3)当社は、その使用量をWEB会員サービス「カテエネ」・「ビジエネ」によりお客さまへお知らせいたします。  
（供給開始後に当社より送付するご契約内容をお知らせする書面内に「カテエネ」・「ビジエネ」の登録方法を記載しています。）
- (4)当社は、電気個別要綱の料金表を適用して、その使用量に基づき電気料金を算定いたします。
- (5)料金算定期間は、計量日（電力量又は最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間とします。また、お引っ越し等により、ご使用期間が1か月に満たない場合、要綱等に定める算定式に基づき日割り計算を行います。
- (6)電気料金は、契約電流、契約容量若しくは契約電力によって決まる「基本料金」と、電気ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計（割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いた金額）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、適用する割引種別により割引額には上限があります。  
※燃料費調整制度および再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細及び適用単価は、当社ホームページ等をご確認ください。

### <計算方法>

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{電気} \\ \text{料金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{基本} \\ \text{料金} \\ \text{(税込)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{電力量料金単価} \\ \text{(税込)} \\ \times \text{電気ご使用量} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{燃料費調整単価} \\ \text{(税込)} \\ \times \text{電気ご使用量} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{割引額} \\ \text{(税込)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \\ \text{(税込)} \\ \times \text{電気ご使用量} \\ \hline \end{array}$$

- (7)料金プランの料金表及び適用条件については、要綱等をご確認ください。

## 5. 電気料金等のお支払い

- (1)電気料金又は延滞利息については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただけます。なお、電気料金又は延滞利息は原則として、口座振替又はクレジットカード払いによりお支払いいただけます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでに電気料金又は延滞利息をお支払いいただく場合等には、振込用紙によりお支払いいただけます。
- (2)お客さまが、電気需給契約と同一の需要場所において当社とガス需給契約を締結されている場合の電気料金は、原則として、そのガス需給契約におけるガス料金の支払いと同一の方法により、ガス料金とあわせてお支払いいただけます。
- (3)電気料金の支払義務は、要綱等の定めに基づき、原則として、検針日の属する月の翌月第3営業日に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- (4)支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、要綱等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

## 6. 供給電圧及び周波数

当社が供給する電気の供給電圧及び周波数は次の通りです。

【供給電圧】標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルト

【周波数】標準周波数 50 ヘルツ（一部地域は 60 ヘルツ）

## 7. お客さまの申し出による電気需給契約の変更又は解約

- (1)お客さまのお申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、当社ホームページ又は当社問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただけます。転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の3営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- (2)お客さまが当社から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。（当社への解約のお申し出は不要です。）

裏面もご確認ください

# 電気需給契約に関する重要事項説明書

(3)お客さまが契約電流、契約容量若しくは契約電力を新たに設定し、又は増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量若しくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は電気需給契約の消滅又は変更の日に、電気料金及び工事費を精算していただきます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、又は非常災害等やむを得ない理由による場合を除きます。

## 8. 当社からの申し出による電気需給契約の変更又は解約

(1)当社は、要綱等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の計量日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の要綱等によります。その場合には、変更後の要綱等を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。

(2)要綱等又は電気需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、電気事業法第2条の13第2項に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14第1項に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

(3)要綱等又は電気需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、電気事業法第2条の13第2項に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものといたします。また同法第2条の14第1項に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

(4)お客さまが支払期限日をさらに20日経過しても電気料金のお支払いがない場合、当社とその他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の電気料金についてお支払いがない場合、又は要綱等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務のお支払いがない場合には、当社は電気需給契約を解約することができます。また、電気を不正に使用した等、当社が要綱等に定める一定の事由に該当するときは、電気の供給を停止又は解約することができます。

(5)お客さまが、当社に電気の使用廃止の通知をすることなく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、当社及び接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に契約を解約いたします。

## 9. 工事費等の負担

当社が、接続供給会社からお客さまの需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから、原則として、当社又は接続供給会社の工事着手前に申し受けます。また、当社は、接続供給会社の設計変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものといたします。

## 10. 違約金及び設備賠償金

(1)お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(2)不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

(3)お客さまが故意又は過失によって、その需要場所内の当社又は接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について、当社設備の場合かつ修理可能であるときは修理費、当社設備の場合かつ亡失又は修理不可能であるときは、帳簿価額と代替工費との合計額を賠償していただきます。また、接続供給会社の設備の場合

は、接続供給会社に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。

## 11. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社又は接続供給会社は、供給設備又は計量器等の設計、施工、改修又は検査や、計量器の検針又は計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

## 12. 保安に対するお客さまの協力

(1)お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社及び接続供給会社にご連絡いただくようご協力ください。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。

ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状、若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

イ お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3)その他、接続供給会社の託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

## 13. その他

(1)お客さまが当社にスイッチングされると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。

(2)クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申し込みいただく必要があります。

(3)当社又は接続供給会社が解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さま又は第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

(4)当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

## 14. 「KODOMO 新聞でんき」限定

料金プランが「KODOMO 新聞でんき」のお客さまは、上記事項に加えて、以下の事項についてご確認ください。

(1)当社は、要綱等に基づき、お客さまに読売 KODOMO 新聞をお届けします。

(2)配達先は、電気需給契約の需要場所と同一の場所といたします。

(3)配達期間は、電気需給契約が成立した日の属する月の翌月から電気需給契約の廃止までといたします。

(4)配達日は、前項の配達期間内において読売 KODOMO 新聞が発行された日といたします。

(5)お客さまが電気需給契約の申し込み時に、既に同一配達先に向けた読売 KODOMO 新聞の新聞購読契約（以下「既契約」といいます。）を締結している場合、電気需給契約が成立した日の属する月の末日をもって終了するよう当社はお客さまの配達先を担当する読売新聞販売店（以下「YC」といいます。）へ連絡いたします。

(6)当社は、配達に必要となるお客さまの個人情報を、株式会社読売ハートサービス及び YC に提供いたします。

## 株式会社 C D エナジーダイレクト

（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

ハッピー なくらしに

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時～19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時～17時

当社ホームページ <http://www.cdeditdirect.co.jp/>



# エンタメでんきに関する重要事項説明書

## 1. 料金の特徴

- エンタメでんきは、ご契約いただくことで、当社がお送りするプライムギフトコードにより、アマゾンジャパン合同会社が提供する「Amazon プライム（4,900 円（税込）相当）」がご利用可能になるプランです。

## 2. プライムギフトコードについて

- 当社は、エンタメでんきを契約のお客さまに対して、エンタメでんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）には、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃にプライムギフトコードを通知いたします。また、契約を継続されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃にプライムギフトコードを通知いたします。
- Amazon の WEB サイト上にて、お客さまご自身でプライムギフトコードを入力していただくことにより、Amazon プライムを 1 年間ご利用いただくことができます。
- プライムギフトコードを受け取りましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責にやらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- プライムギフトコード登録前に Amazon プライムをご契約される場合、プライムギフトコードを登録するまでの期間の Amazon プライム会費は、お客さまの負担となります。ご注意ください。（さかのぼってプライムギフトコードを適用することはできません。）
- 現在 Amazon プライム会員の方は、プライムギフトコードを登録すると、プライム会員期間の終了日が 1 年間延長されます。
- プライムギフトコードの通知後は、事情に関わらず、新たなプライムギフトコードの発行および返却はできません。あらかじめご了承ください。
- プライムギフトコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- Amazon プライムのサービス内容については、アマゾンジャパン合同会社が定める、Amazon プライム会員規約に基づくものといたします。Amazon プライム会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- Amazon プライムのご利用にはクレジットカードが必要です。

## 3. 契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として 12 か月目の月の末日といたします。

## 4. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りのご案内に従って、お手続きください。

## 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中に、需給契約の廃止（他社へのスイッチングを含みます。）、当社による解約、他の契約プランへの変更により、お客さまにエンタメでんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1 か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1 か月あたり 4,000 円を乗じた金額および解約事務手数料 495 円の合計額を解約金として当社にお支払いいただきます。また、解約金はプライムギフトコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。ただし、料金適用開始の日が属する月（契約を継続されたときの、新たな契約期間の開始月を除きます。）または契約期間満了日が属する月の前月 1 日から契約期間満了日までの期間に、お客さまにエンタメでんきの適用がなくなった場合は、当社は解約金をいたしません。

## 6. Amazon プライムの退会処理について

- エンタメでんきの解約後、Amazon プライムの継続利用を希望されない場合は、お客さまにて、Amazon プライムの退会手続きを行ってください。
- Amazon プライムの退会手続きを行わない場合、当社が通知したプライムギフトコードの有料会員期間終了後は、お客さまに Amazon プライム会費が課金されることとなりますので、ご注意ください。

## 7. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

## 8. 当社によるプラン変更・廃止について

- エンタメでんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

## 9. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、エンタメでんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）および電気個別要綱（エンタメでんき）に定めるとおりといたします。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

### 株式会社 C D エナジーダイレクト

（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目 5 番 1 号

ハッピー なくらしに

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9 時～19 時・土日、祝日、1/2、1/3 9 時～17 時

当社ホームページ <http://www.cdedirect.co.jp/>

# よしもとでんきに関する重要事項説明書

## 1. 料金の特徴

- よしもとでんきは、株式会社 NTT ぷららおよび吉本興業株式会社が提供する「FANY チャンネル」が付帯したプランです。よしもと ID 限定の FANY チャンネルの年間利用料金（年額 4,980 円（税込）相当）は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

## 2. FANY チャンネルクーポンコードについて

- 当社は、よしもとでんきを契約のお客さまに対して、よしもとでんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）には、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃に FANY チャンネルクーポンコードを通知いたします。また、契約を継続されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃に FANY チャンネルクーポンコードを通知いたします。
- お客さまは、FANY チャンネルクーポンコードを利用いただくには、FANYID への会員登録が必要です。
- FANYID の WEB サイト上にて、お客さまご自身で FANY チャンネルクーポンコードを入力していただくことにより、FANY チャンネルを 1 年間ご利用いただくことができます。
- FANY チャンネルクーポンコードを受け取りましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責にやらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- FANY チャンネルクーポンコード入力前に FANY チャンネルをご契約される場合、FANY チャンネルクーポンコードを登録するまでの期間の FANY チャンネル会費は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼって FANY チャンネルクーポンコードを適用することはできません。）
- 既に FANY チャンネル会員のお客さまで、FANYID を経由する方法で FANY チャンネルの会員となったお客さまは、FANY チャンネルクーポンコードを入力することで、既存の FANY チャンネルの契約更新日から 1 年間 FANY チャンネルを利用することができます。
- 既に FANY チャンネルの月額会員の方で、FANYID を経由しない方法で FANY チャンネルの会員となったお客さまは、別途お客さまにて、FANY チャンネルの各種利用規約に基づいて会員登録の解除手続きを行っていただく必要があります。FANY チャンネルの解除手続き完了後、FANYID への会員登録およびログインの上、FANY チャンネルクーポンコードを WEB サイト上に入力することで、FANY チャンネルクーポンコードを入力したときから 1 年間、FANY チャンネルを利用することができます。
- FANY チャンネルクーポンコードの通知後は、事情に関わらず、新たな FANY チャンネルクーポンコードの発行及び返却はできません。予めご了承ください。
- FANY チャンネルクーポンコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- FANY チャンネルのサービス内容については、株式会社 NTT ぷららおよび吉本興業株式会社が定める FANY チャンネルの各種利用規約に基づくものといたします。FANY チャンネルの各種利用規約の変更により、お客さまに不利益が生じて、当社はその責任を負いません。

## 3. 契約期間について

- ご契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として 12 か月目の月の末日といたします。

## 4. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や契約期間満了による終了をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。

## 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中に、需給契約の廃止（他社へのスイッチングを含みます。）、当社による解約、他の契約プランへの変更により、お客さまによし

もとでんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1 か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1 か月あたり 415 円を乗じた金額を解約金として当社にお支払いいただきます。また、解約金は FANY チャンネルクーポンコードのご使用の有無にかかわらず請求いたします。ただし、料金適用開始の日が属する月（契約を継続されたときの、新たな契約期間の開始月を除きます。）または契約期間満了日が属する月の前月 1 日から契約期間満了日までの期間に、お客さまによしもとでんきの適用がなくなった場合は、当社は解約金をいたしません。

## 6. よしもとでんき終了時の FANY チャンネルの退会処理について

- よしもとでんきの終了後、FANY チャンネルの継続利用を希望されない場合は、お客さまにて、FANY チャンネルの解除手続きを行ってください。
- クーポンコードの入力時以前から FANY チャンネルの会員のお客さまについては、よしもとでんきの終了後、お客さまにて FANY チャンネルの解除手続きを行わない場合、当社が通知した FANY チャンネルクーポンコードの有料会員期間終了後は、お客さまに FANY チャンネル会費が課金されることとなりますので、ご注意ください。
- クーポンコードの入力時に新たに FANY チャンネルの会員となったお客さまについては、当社が通知した FANY チャンネルクーポンコードの有料会員期間終了後は、FANY チャンネルのサービスをご利用いただけなくなります。

## 7. 抽選特典の申し込み・変更について

- 抽選特典付与の対象となるお客さまは、当社が原則として 6 か月に一度行う抽選により決定するものとします。なお、抽選の対象となるお客さまは、抽選時点で供給が開始しているお客さまに限り、なお、お客さまのお申込みから供給が開始するまで時間を要することがありますので、ご了承ください。
- 抽選の結果については、郵送その他当社が適当と判断する方法により、当選されたお客さまのみに通知するものとします。郵便の遅配等、当社の責にやらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- 抽選特典の内容は、変更となる場合がございます。

## 8. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

## 9. 当社によるプラン変更・廃止について

- よしもとでんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

## 10. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、よしもとでんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）および電気個別要綱（よしもとでんき）に定めるとおりといたします。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

### 株式会社 C D エナジーダイレクト

（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目 5 番 1 号

ハッピー なくらしに

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9 時～19 時・土日、祝日、1/2、1/3 9 時～17 時

当社ホームページ <http://www.cdedit.co.jp/>

# ポイントでんき（d）に関する重要事項説明書

## 1. 料金の特徴

- ポイントでんき（d）は、毎月の電気料金に応じて、dポイントが付与されるプランです。

## 2. dポイントの付与

- dポイントの付与を受けるには、dアカウントおよびdポイントクラブ会員登録資格を保有している必要があります。
- 電気の需給開始後に、カテエネに登録いただき、カテエネ経由でdアカウントのIDとパスワードを入力いただきます。この入力により、カテエネにお客さまのdポイントクラブ会員番号が登録されます。お客さまがdアカウントのIDとパスワードをカテエネに入力しない場合、dポイントは付与されません。
- dポイントは、毎月の電気料金に応じて、3（dポイントの計算方法）にもとづきお客さまに付与するdポイントを計算し、その結果を株式会社NTTドコモに提供します。当社から提供された情報にもとづき、当該月の翌月末日までに、株式会社NTTドコモからお客さまにdポイントが付与されます。dポイントの付与のため、当社は株式会社NTTドコモに対し、カテエネにご登録いただいたお客さまの情報を提供いたします。
- 次のイまたはロの事由が生じた場合、原則として、需給契約の廃止日または解約日が属する月およびその前月の電気料金に応じたdポイントは付与されません。
  - イ 基本要綱 39（需給契約の廃止）にもとづくお客さまによる需給契約の廃止
  - ロ 基本要綱 41（解約等）にもとづく当社による需給契約の解約
- 付与されたdポイントは、株式会社NTTドコモが提供するdポイントクラブのWEBサイトにて確認することができます。
- お客さまがカテエネに登録したdアカウントのIDが失効した場合や、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に定めるdポイント付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、dポイントは付与されません。なお、上記事由により、dポイントが付与されなくなった場合であっても、ポイントでんき（d）の契約は継続されます。
- お客さまがカテエネ経由でdアカウントのIDとパスワードを入力されない場合、お客さまがカテエネに登録したdアカウントが失効した場合、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、株式会社NTTドコモがdアカウント規約およびdポイント会員規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

## 3. dポイントの計算方法

- お客さまに付与されるdポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。

| 電気料金                  | 付与率 |
|-----------------------|-----|
| 5,000円未満の場合           | 1%  |
| 5,000円以上7,000円未満の場合   | 2%  |
| 7,000円以上11,000円未満の場合  | 3%  |
| 11,000円以上13,000円未満の場合 | 4%  |
| 13,000円以上15,000円未満の場合 | 5%  |
| 15,000円以上の場合          | 6%  |

お客さまに付与するdポイントの計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものといたします。

また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

## 4. その他

- dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントの内容に関する事項は、別途株式会社NTTドコモが定めるdポイント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくといたします。
- 当社は、ポイントでんき（d）の内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

### 株式会社CDエナジーダイレクト

（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

ハッピー なくらしに

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時～19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時～17時

当社ホームページ <http://www.cdedit.co.jp/>



# ポイントでんき（Ｒ）に関する重要事項説明書

## 1. 料金の特徴

- ポイントでんき（Ｒ）は、毎月の電気料金に応じて、楽天ポイントが付与されるプランです。

## 2. 楽天ポイントの付与

- 楽天ポイントの付与を受けるには、楽天会員資格を保有している必要があります。
- 電気の需給開始後に、カテエネに登録いただき、カテエネ経由で楽天会員のＩＤとパスワードを入力いただきます。この入力により、カテエネにお客さまの楽天会員番号が登録されます。お客さまが楽天会員のＩＤとパスワードをカテエネに入力しない場合、楽天ポイントは付与されません。
- 楽天ポイントは、毎月の電気料金に応じて、3. 楽天ポイントの計算方法にもとづきお客さまに付与する楽天ポイントを計算し、その結果を楽天株式会社および楽天ペイメント株式会社に提供します。当社から提供された情報にもとづき、当該月の翌月末日までに、楽天株式会社からお客さまに楽天ポイントが付与されます。楽天ポイントの付与のため、当社は楽天株式会社に対し、カテエネにご登録いただいたお客さまの情報を提供いたします。
- 次のイまたはロの事由が生じた場合、原則として、需給契約の廃止日または解約日が属する月およびその前月の電気料金に応じた楽天ポイントは付与されません。
  - イ 基本要綱 39（需給契約の廃止）にもとづくお客さまによる需給契約の廃止
  - ロ 基本要綱 41（解約等）にもとづく当社による需給契約の解約
- 付与された楽天ポイントは、楽天株式会社が提供する楽天 PointClub のWEB サイトにて確認することができます。
- お客さまがカテエネに登録した楽天会員のＩＤが失効した場合や、楽天会員を退会された場合その他の楽天株式会社が定める楽天会員規約および楽天スーパーポイント利用規約に定める楽天ポイント付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、楽天ポイントは付与されないことや失効されることがございます。なお、上記事由により、楽天ポイントが付与されなくなった場合であっても、ポイントでんき（Ｒ）の契約は継続されます。
- お客さまがカテエネ経由で楽天会員のＩＤとパスワードを入力されない場合、お客さまがカテエネに登録した楽天会員が失効した場合、楽天会員規約および楽天スーパーポイント利用規約にもとづく楽天ポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、楽天株式会社が楽天会員規約および楽天スーパーポイント利用規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

## 3. 楽天ポイントの計算方法

- お客さまに付与される楽天ポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。

| 電気料金                  | 付与率 |
|-----------------------|-----|
| 5,000円未満の場合           | 1%  |
| 5,000円以上7,000円未満の場合   | 2%  |
| 7,000円以上11,000円未満の場合  | 3%  |
| 11,000円以上13,000円未満の場合 | 4%  |
| 13,000円以上15,000円未満の場合 | 5%  |
| 15,000円以上の場合          | 6%  |

お客さまに付与する楽天ポイントの計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものといたします。

また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

## 4. その他

- 楽天会員に関する事項および楽天会員として利用可能なサービスその他の楽天ポイントの内容に関する事項は、別途楽天株式会社が定める楽天会員規約および楽天スーパーポイント利用規約にもとづくものといたします。
- 当社は、ポイントでんき（Ｒ）の内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

### 株式会社ＣＤエナジーダイレクト

（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

ハッピー なくらしに

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時～19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時～17時

当社ホームページ <http://www.cdedit.co.jp/>

# ゲームでんきに関する重要事項説明書

## 1. 料金の特徴

●ゲームでんきは、ご契約いただくことで、当社がお送りするプロダクトコードをお客さまが所定の方法で登録することにより、次の定期サービスがご利用可能になるプランです。

イ ゲームでんき（P）の場合、"PlayStation Plus"の12ヶ月利用権（5,143円（税込）相当）がお支払いいただく電気料金に含まれます。

ロ ゲームでんき（N）の場合、"PlayStation Now"の12ヶ月利用権（6,980円（税込）相当）がお支払いいただく電気料金に含まれます。

ハ ゲームでんき（P・N）の場合、"PlayStation Plus"の12ヶ月利用権（5,143円（税込）相当）および"PlayStation Now"の12ヶ月利用権（6,980円（税込）相当）がお支払いいただく電気料金に含まれます。

●"PlayStation Plus"および"PlayStation Now"は、株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントが提供する定期サービスです。

## 2. プロダクトコードについて

●当社は、ゲームでんきを契約のお客さまに対して、ゲームでんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）には、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃にプロダクトコードを通知いたします。また、契約を継続されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃にプロダクトコードを通知いたします。

●プロダクトコードを利用いただくには、"PlayStation Network"のアカウントが必要です。

●お客さまは、所定の期間内に、株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントのWEBサイトに記載されている所定の登録方法にて、お客さまご自身でプロダクトコードを入力していただくことにより、次の定期サービスを利用することができます。

イ ゲームでんき（P）の場合、"PlayStation Plus"プロダクトコードを入力することで、"PlayStation Plus"を新規利用するお客さまは入力したときから1年間、既に"PlayStation Plus"を利用中のお客さまは、既存の"PlayStation Plus"の契約満了日の翌日から1年間、"PlayStation Plus"を利用することができます。

ロ ゲームでんき（N）の場合、"PlayStation Now"プロダクトコードを入力することで、"PlayStation Now"を新規利用するお客さまは入力したときから1年間、既に"PlayStation Now"を利用中のお客さまは、既存の"PlayStation Now"の契約満了日の翌日から1年間、"PlayStation Now"を利用することができます。

ハ ゲームでんき（P・N）の場合、"PlayStation Plus"プロダクトコードを入力することで、"PlayStation Plus"を新規利用するお客さまは入力したときから1年間、既に"PlayStation Plus"を利用中のお客さまは、既存の"PlayStation Plus"の契約満了日の翌日から1年間、"PlayStation Plus"を利用することができます。また、"PlayStation Now"プロダクトコードを入力することで、"PlayStation Now"を新規利用するお客さまは入力したときから1年間、既に"PlayStation Now"を利用中のお客さまは、既存の"PlayStation Now"の契約満了日の翌日から1年間、"PlayStation Now"を利用することができます。

●プロダクトコードを受け取りましたら、速やかに入力してください。

●お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責にやらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

●プロダクトコードの通知後は、事情に関わらず、新たなプロダクトコードの発行および返却はできません。あらかじめご了承ください。

●プロダクトコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。

●利用可能となる定期サービスに関する事項は、株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントが運営する"PlayStation Store"内にて株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントが規定する内容に従うものといたします。利用可能となる定期サービスについて、"PlayStation Store"内にて株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントが規定する内容が変更されたことにより、お客さまに不利益が生じて、当社はその責任を負いません。

## 3. 契約期間について

●契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として12ヶ月目の月の末日といたします。

## 4. 契約の更新について

●ご契約期間満了1ヶ月前を目途にご案内を送付します。

●原則として契約期間満了日までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について書面等による申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

●契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りのご案内に従って、お手続きください。

## 5. 契約種別の変更・解約について

●契約期間途中に、需給契約の廃止（他社へのスイッチングを含みます。）、当社による解約または他の契約プランへの変更により、お客さまにゲームでんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1カ月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、次の金額を解約金として当社にお支払いいただきます。ただし、ゲームでんき料金適用開始の日が属する月（契約を継続されたときの、新たな契約期間の開始月を除きます。）または契約期間満了日が属する月の前月1日から契約期間満了日までの期間に、お客さまにゲームでんきの適用がなくなった場合は、当社は解約金をいたしません。

イ ゲームでんき（P）の場合、残存期間の月数に428円を乗じた金額

ロ ゲームでんき（N）の場合、残存期間の月数に581円を乗じた金額

ハ ゲームでんき（P・N）の場合、残存期間の月数に1,009円を乗じた金額

●解約金はプロダクトコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。

●お客さまにゲームでんきの適用がなくなった場合でも、各定期サービスの利用期間が満了するまで、お客さまは引き続き"PlayStation Plus"または"PlayStation Now"を利用することができます。各定期サービスの継続利用をご希望されない場合は、株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントが運営する"PlayStation Network"内にて株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントが規定する内容に従い、自動更新の停止手続きを行っていただく必要があります。ゲームでんきの解約後、お客さまにて"PlayStation Plus"および"PlayStation Now"の自動更新の停止手続きを行わない場合、当社が通知したプロダクトコードによる利用期間の終了後は、自動的に"PlayStation Plus"および"PlayStation Now"の利用期間が更新され、お客さまに利用料が課金される場合がありますので、ご注意ください。

## 6. お申込みについて

●当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

## 7. 当社によるプラン変更・廃止について

●ゲームでんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

## 8. その他

●現在ご契約の料金メニューによっては、ゲームでんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。

●詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）、電気個別要綱（ゲームでんき（P））、電気個別要綱（ゲームでんき（N））、電気個別要綱（ゲームでんき（P・N））に定めるとおりといたします。

●その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

株式会社C Dエナジーダイレクト（小売電気事業者登録番号 A 0 4 9 0）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

ハッピー なぐらしに

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時～19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時～17時

当社ホームページ <http://www.cdedirect.co.jp/>

# ミライトでんきに関する重要事項説明書

## 1. 料金の特徴

- ミライトでんきは、ミライトでんき限定のオリジナルグッズが付帯するプランです。
- オリジナルグッズは契約期間（1 年間）ごとに送付いたします。

## 2. オリジナルグッズについて

- 当社は、ミライトでんきを契約のお客さまに対して、ミライトでんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）、または、ミライトでんきの契約を継続されたときに、オリジナルグッズを送付いたします。
- オリジナルグッズは、ミライトでんきの需給契約が成立した日、もしくは契約を更新した日から3ヶ月以内に当社が適当と判断する方法で送付いたします。
- オリジナルグッズの内容は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- オリジナルグッズの内容は1年ごとに変更いたします。変更内容は、あらかじめ当社のホームページに公表いたします。
- 需給契約の成立のタイミングによっては、お申込み時点と異なるオリジナルグッズが送付される場合があります。
- 年間で複数回申込み・解約を繰り返した場合など、当社が適当でないと判断した場合、オリジナルグッズの送付を遅らせる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの送付後は、当社に責がある場合を除きオリジナルグッズの再送付・返却および交換はできません。当社に責がある場合であっても、オリジナルグッズの使用状況または在庫状況等によっては交換に応じられないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 配送業者の事情による遅配等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じて、当社はその責めを負いません。

## 3. 契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として12ヶ月目の月の末日といたします。

## 4. 契約の更新について

- ご契約期間満了1ヶ月前を目途にご案内を送付します。
- 原則として契約期間満了日までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について書面等による申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- 契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りのご案内に従って、お手続きください。

## 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中に、需給契約の廃止（他社へのスイッチングを含みます。）、当社による解約、他の契約プランへの変更により、お客さまにミライトでんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1ヶ月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1ヶ月あたり140円を乗じた金額を解約金として当社にお支払いいただきます。ただし、契約期間満了日が属する月の前月1日から契約期間満了日までの期間に、お客さまにミライトでんきの適用がなくなった場合は、当社は解約金をいたしません。

## 6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

## 7. 当社によるプラン変更・廃止について

- ミライトでんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

## 8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、ミライトでんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）、電気個別要綱（ミライトでんき）に定めるとおりといたします。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

株式会社C D エナジーダイレクト（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

ハッピー なぐらしに

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時～19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時～17時

当社ホームページ <http://www.cdedit.co.jp/>



# JO1 でんきに関する重要事項説明書

## 1. 料金の特徴

- JO1 でんきは、大阪ガス株式会社および吉本興業株式会社が開催する、ご契約者さま限定の JO1 でんきオンラインイベント（以下「オンラインイベント」といいます。）が視聴できる JO1 でんきシリアルコード（以下「シリアルコード」といいます。）および JO1 でんきオリジナルグッズ（以下「オリジナルグッズ」といいます。）が付帯したプランです。

## 2. シリアルコードについて

- 当社は、JO1 でんきを契約のお客さまに対して、JO1 でんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）には、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃に JO1 でんきシリアルコードを通知いたします。また、契約を継続されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃にシリアルコードを通知いたします。
- シリアルコードを利用いただくには、株式会社 Fanplus が提供する、Plus member ID が必要です。
- シリアルコード通知ハガキに記載されている所定の登録方法にて、お客さまご自身でシリアルコードを入力していただきます。
- シリアルコードを入力することで、オンラインイベント 1 公演を視聴することができます。
- ・シリアルコードを受け取られましたが、速やかに入力してください。・お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- ・シリアルコードの通知後は、事情に関わらず、新たなシリアルコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- ・オンラインイベントに関する事項は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
- ・オンラインイベントは原則として年 1 回開催されます。需給契約の成立のタイミングによっては、オンラインイベントが当該契約期間内に開催されない場合がございます。なお、シリアルコードは当該契約期間終了後も使用可能です。
- ・非常災害等やむをえない理由により、オンラインイベントを延期または中止する場合があります。この場合は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法によりご案内いたします。

## 3. オリジナルグッズについて

- 当社は、JO1 でんきを契約のお客さまに対して、JO1 でんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）または、JO1 でんきの契約を継続されたときに、オリジナルグッズを送付いたします。
- オリジナルグッズは、JO1 でんきの需給契約が成立した日、もしくは契約を更新した日から 3 ヶ月以内に当社が適当と判断する方法で送付いたします。
- オリジナルグッズの内容は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- オリジナルグッズの内容は原則として 1 年ごとに更新いたします。変更内容は、あらかじめ当社のホームページに公表いたします。
- 需給契約の成立のタイミングによっては、お申込み時点と異なるオリジナルグッズが送付される場合があります。
- 年間で複数回申込み・解約を繰り返した場合など、当社が適当でないと判断した場合、オリジナルグッズの送付を遅らせる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの送付後は、当社に責めがある場合を除きオリジナルグッズの再送付・返却および交換はできません。当社に責めがある場合であっても、オリジナルグッズの使用状況または在庫状況等によっては交換に応じられないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 配送業者の事情による遅配等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じて、当社はその責めを負いません。

## 4. 抽選特典について

- 抽選特典付与の対象となるお客さまは、当社が原則として 1 年間に一度行う、抽選により決定するものとします。抽選の対象となるのは、抽選時点で需給契約が成立しているお客さまに限ります。なお、お客さまのお申込みから受給契約の成立まで時間を要することがありますので、ご了承ください。

ださい。

- 抽選特典の内容は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断する方法により公表いたします。
- 抽選特典の内容は、変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 抽選の結果については、郵送その他当社が適当と判断する方法により当選されたお客さまのみに通知するものとします。郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

## 5. 契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として 12 ヶ月目の月の末日といたします。

## 6. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 ヶ月前を目途にご案内を送付します。
- 原則として契約期間満了日までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について書面等による申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- 契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。

## 7. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中に、需給契約の廃止（他社へのスイッチングを含みます。）や、当社による解約、他の契約プランへの変更により、お客さまに JO1 でんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約期間満了日までの残存期間（1 ヶ月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1 ヶ月あたり 330 円を乗じた金額を解約金として当社にお支払いいただきます。ただし、料金適用開始の日が属する月（契約を継続されたときの、新たな契約期間の開始月を除きます。）または契約期間満了日が属する月の前月 1 日から契約期間満了日までの期間に、お客さまに JO1 でんきの適用がなくなった場合は、当社は解約金をいたしません。

## 8. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

## 9. 当社によるプラン変更・廃止について

- JO1 でんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 当社の都合により、JO1 でんきを廃止する場合は、書面等当社が適当と判断した方法により通知いたします。

## 10. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、JO1 でんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）、電気個別要綱（JO1 でんき）に定めるとおりといたします。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

株式会社 C D エナジーダイレクト（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目 5 番 1 号

ハッピー なくらしに

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9 時～19 時・土日、祝日、1/2、1/3 9 時～17 時

当社ホームページ <http://www.cdeditdirect.co.jp/>